

土木工事特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(建設副産物)【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(電子納品)

- 第3条 本業務は電子納品対象業務とする。電子成果品は「鳴門市電子納品要領」に基づいて作成し納品すること。

(情報共有システム)

- 第4条 受注者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、本システム活用の試行対象業務とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領 (徳島県 CALS/EC ホームページ)

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(工事現場発生品(有価物等)の取り扱いについて)

- 第5条 工事現場発生品(有価物等)については、現場発生品調書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、現場発生品の取り扱いについては処理方法を監督員と協議の上決定するものとする。

(塗膜除去工について)

- 第6条 施工の適正気温及び養生方法を確認し、施工を行うこととする。また、塗膜剥離剤の種類、使用量、使用回数は現地試験施工(剥離剤:水系塗膜剥離剤)により決定するものとする。

(低濃度PCB廃棄物の処理について)

- 第7条 本橋梁は主桁部の塗膜成分調査において、ポリ塩化ビニフェル(PCB)が検出されている。本工事の施工により発生するPCBを含有する廃棄物については、特別管理産業廃棄物として処理する必要があるため、別途運搬・処理業務を契約予定である。受注者はPCBを含有する特別管理産業廃棄物を適切に保管し、運搬・処理業務受注者に引き渡すこと。

(他工事との調整)

第8条 本橋梁には水道管が布設されており、当水道管の工事を同時期に行うため、工程等の調整について監督員と協議すること。